

第1回医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 次第

日時：平成27年(2015年)7月24日(金) 10:00～12:00

場所：大津合同庁舎7-D会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長の選任
- 5 研究会議設置要綱・公開方針
- 6 議題
 - (1) 平成26年度に実施した医療的ケア児童生徒通学支援実証研究の概要について
 - (2) 平成27年度医療的ケア児童生徒通学支援事業にかかる市町説明会について(報告)
 - (3) 平成27年度の実証研究事業について
- 7 閉会

【配付資料】

- 資料1 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議設置要綱
- 資料2 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議委員名簿
- 資料3 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議公開方針
- 資料4 平成26年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業について
- 資料5 平成27年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業にかかる市町説明会の概要

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議設置要綱

(設置等)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒通学支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

- 2 研究会議は、次に掲げる事項について研究を行うものとする。
 - (1) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援に関すること
 - (2) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援の実証研究に関すること
 - (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

(構成)

第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 関係行政職員
 - (5) 学校関係者
 - (6) その他適当と思われる者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

第4条 研究会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

(会議)

第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。

- 2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年5月31日から施行する。

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議委員名簿

資料2

氏名	所属	職	
青木 勝治	滋賀県市長会 (近江八幡市福祉子ども部)	次長 兼 障がい福祉課長	
安藤 宗久	県教育委員会学校支援課 特別支援教育室	室長	※
市川 忠稔	県健康医療福祉部障害福祉課	課長	
神辺 功	滋賀県町村会 (豊郷町保健福祉課)	課長	※
木下 康幸	県立甲良養護学校	学校長	※
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長	※
古株 ひろみ	滋賀県立大学人間看護学部	准教授	※
多久島 尚美	訪問看護ステーション連絡協議会 (訪問看護ステーションちょこれーと)	所長	※
巽 友弘	滋賀県町村教育長会 (愛荘町教育委員会教育振興課)	参事	
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長	※
前田 利幸	滋賀県都市教育長会 (彦根市教育委員会教育部学校教育課)	課長	
村井 龍治	龍谷大学社会学部	学部長	※

アイウエオ順 (敬称略)

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 公開方針

第1 趣旨

この方針は、医療的ケア通学支援研究会議（以下、「研究会議」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 研究会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、研究会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の周知

研究会議は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

第4 公開の方法等

研究会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下、「障害福祉課長」と言う。）および滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、障害福祉課長および学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、定員内で先着順により決定する。
- (5) 障害福祉課長および学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、障害福祉課長および学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

平成 26 年度 医療的ケア児童生徒通学支援実証研究について

1 基本的な考え方とこれまでの経緯

- 通学中に吸引などの医療的ケアが必要な児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の登下校については保護者が送迎しているが、保護者からは身体的疲労や精神的負担が大きく、その負担の軽減を求める声がある。

- 平成 25 年度、研究会議を立ち上げ、こうした保護者の負担を軽減するため、関係者や関係機関が連携しながら、それぞれの立場で何ができるかの研究を行った。会議の中間まとめでは、看護師の確保、送迎車両の確保、安全面の確保などの課題が挙げられた。

- これら課題に対して、平成 26 年度には教育委員会、健康医療福祉部、また県と市町とが共に協力して実証的に研究をすすめていくこととなった。

2 実証研究の概要等について

- 実証研究の概要
 - ・市町が行う移動支援事業（福祉サービス「地域生活支援事業」）を活用して要医療的ケア児童生徒の送迎にかかる保護者の負担軽減について検証、評価する。
 - ・移動支援事業の活用は、既存制度の利用であり、国庫からの補助が満額支給されていないといった現状もあるが、事業費に国費を充当することができるといったメリットがある。
 - ・具体の実施では、移動支援事業所の車両に看護師が添乗する形で医療的ケアが必要な児童生徒を送迎し、これを検証・評価することとした。
 - ・また実証研究事業は、その全部を市町に委託して実施した。（委託先・守山市）
 - ・移動支援事業所については、移動支援事業所を対象として実施した調査（H25.5）において、条件付きで可能と回答があった事業所に対し個別に事業の趣旨説明を行い、実施を検討いただいた事業所の中から、委託先市町と協議の上で選定した。
 - ・送迎車両に添乗する看護師については、個別に訪問看護事業所に事業の趣旨説明を行い、実施を検討いただいた事業所の中から選定した。
あわせて、対象者の在籍する野洲養護学校の学校看護師に、学校看護師としての勤務がない日（または時間帯）に送迎車両への添乗を依頼した。
- ・事業の実施に先立ち、移動支援事業所、訪問看護ステーション所属の看護師、守山市および県担当者による調整会議を開催し、保護者の移動支援事業利用にあた

っての手続き、日程調整の方法、主治医の指示書の内容等について、事前打ち合わせを行い必要事項等を確認した。

- ・協力いただく訪問看護ステーション所属の看護師に、あらかじめ野洲養護学校に出向いていただき、直接対象者の様子を確認してもらった。
- ・送迎中に行う医療的ケアの内容は、主治医の指示書に基づいて行うこととし、保護者に対しその提出を求めた。
- ・また事前に保護者からの聞き取りを行い、送迎中に体調等の異変により緊急対応が必要になった時には救急車による搬送とし、搬送先を県小児保健医療センターとした。
- ・実施日の決定にあたっては移動支援事業所、看護師から対応可能日を、また保護者からは送迎希望日をそれぞれから県担当者が直接聞き取り、日程調整を行った。
(確定後に生じた送迎日の変更については、その都度再調整を行った。)

○ 委託先市町および事業協力関係者等

- ・委託期間…平成 27 年 1 月 22 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- ・委託金額…519,000 円
- ・委託先市町…守山市
- ・移動支援事業所…社会福祉法人 湖南会 湖南地域障害者支援センターすくらむ
…株式会社 奏 さぼ〜と楽
- ・看護師…訪問看護ステーション オリーブ
野洲養護学校

○ 送迎対象者

- ・守山市在住の野洲養護学校生徒 4 名
- ・4 名の医療的ケアの内容は、呼吸管理、必要時の吸引

○ 実施回数等

- ・送迎期間 平成 27 年 1 月 30 日～平成 27 年 3 月 23 日
- ・送迎回数 全 40 回

()内は実施した医療的ケアの回数

	生徒 A	生徒 B	生徒 C	生徒 D	計
登校	8 (5)	7	8 (5)	4	27 (10)
下校	7 (7)	1	0	5	13 (7)
計	15	8	8	9	40

【事業所・看護師別】

	移動支援事業所		看護師所属先	
	すくらむ	さぼ〜と楽	訪問看護ステーションオリーブ	野洲養護学校
登校	1 4	1 3	1 3	1 4
下校	0	1 3	1 0	3
合計	1 4	2 6	2 3	1 7

- 実際の送迎時における対象生徒の状況等
 - ・乗車直前や乗車直後、信号待ちの間に吸引等の医療的ケアを実施した。また、流れ出てきた涎については、走行中に吸引することもあった。
 - ・緊急時は県小児保健医療センターに搬送することとなっていたが、今回の実証研究中には緊急対応はなかった。
 - ・揺れが少なくなるよう車の速度を落とすなど、運転には気を使っていた。所要時間は片道概ね40分程度であった。

- 保護者の声
 - ・1日でも代わって送迎してもらえると楽になる。今後も続けばいい。
 - ・自己負担額が発生するのはおかしい。
 - ・複数の児童生徒と一緒に通学させたい。

- 事業所から出された課題等
 - ・これまで利用者には移動支援事業を使った通学はできないと利用者に説明してきたが、今後この取組を継続していく場合、その整合性をどうするのか。
 - ・医療的ケア上のトラブルがあった場合、看護師と雇用契約を結んでいる移動支援事業所も訴訟の対象になるのではないか。
 - ・リスクを保護者にしっかりと説明し、同意書をもらえば実施できるように思う。
 - ・移動支援事業を使うのではなく、むしろ独自のシステムを立ち上げることが最善と思う。
 - ・今回は日程調整（保護者・移動支援事業所・看護師）を県教育委員会がしてくれたが、本格実施の際には誰が調整をするのか。
 - ・訪問看護ステーションの看護師ではなく、この事業専門の看護師スタッフを雇用する方がやっていけるのではないか。

3 今後に向けて

- 事業所の確保について
 - ・移動支援事業所に再度のアンケート調査を行うなど事業所の状況をより詳しく把握し、事業に協力いただけるよう条件整備を行うことにより移動支援事業所の確保を進める必要がある。
 - ・福祉有償運送制度の利用等、他の移動手段も検討する必要がある。

- 看護師の確保について
 - ・訪問看護ステーション連絡協議会に情報提供し、周知を依頼する。
 - ・事業に協力いただけるよう条件整備を行うことにより、訪問看護事業所や学校看護師等の確保を進める必要がある。

- 安全面の確保について
 - ・送迎ルートの近くに医療機関がない場合などの対応等については、地域の現状を踏まえ、丁寧に検証していく必要がある。
 - ・あらかじめ保護者から救急搬送先など緊急時の対応の仕方について確認をしておくとともに、事前に実証研究実施地域の医師会や医療機関に協力を依頼し、事前に受診しておくなどして連携を進める必要がある。
 - ・個々の送迎開始までに、車両に添乗する看護師と保護者等が子どもの状況について情報共有できる時間を確保しておくことが望ましい。

- その他
 - ・保護者、事業所、看護師との日程調整をどこが担うのか、その調整方法の簡素化を含めて検証を重ねる必要がある。
 - ・看護師の損害賠償保険への加入と共に、保護者には緊急時の対応等についての説明を行い、その内容について書面等により了解を得ていく手続きについて検討する。
 - ・保護者のレスパイトとして他にどのような方法が考えられるか、引き続き検討する。
 - ・市町の小中学校に在籍する子どもへの対応について、その扱いについても検討を求める意見があった。

平成 27 年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業にかかる市町説明会の概要

平成 27 年 5 月 12 日（火）

【市町発言概要】

- ① 県と事業所が直接契約することはどうか。（市町が間に立つ必要はないのではないかな）
- ② どういう経緯で同じ方法でやることになったのか。
- ③ 財源のこともあるのでおそらく市町では受けられない。
- ④ より家から近い学校へ通えるなど「教育」としての方針、立ち位置をはっきりするべき。
- ⑤ レスパイトであれば市だけでなく県の福祉サイドも含めて考えていかないといけない。市町ごとに訪問看護の状況や社会資源などいろんな面で格差がある。市町の学校に通う子もおり、校区を柔軟に考えるなど、いろんなことを同時に考えていかないといけない。
- ⑥ 今は研究を目的とした委託(事業)だが、段々と委託(事業)ではなく普通の移動支援事業でということになっていくのではないかな。
- ⑦ 移動支援事業とするのなら、地域生活支援事業の補助割れへの補てんは必須である。
- ⑧ 「通学保障」という概念はないとのことだが、「県の責任」については具体的にどのあたりでお考えか。
- ⑨ 実施できる事業所があるのであれば市として事業の受託に手を挙げられないということはないが、その確信がないと予算をとれない。
- ⑩ 昨年度守山市での移動支援事業にかかった経費を含めた費用の総額を把握しているか。また今年度の事業はどのあたりの地域を考えているか。そういったところを聞いて持ち帰りたい。
- ⑪ 課題の整理をすべきではないか。移動支援でやる場合、(学校への通学以外へも)波及していく問題はある。移動支援以外の方法も検討してもらいたい。
- ⑫ 県と市が協力しないとできないというのはわかるが、県としてここまでできるから、というのが欲しい。将来的なことも考えないといけない。
- ⑬ 将来的に市町立の学校に通う子どもも含めて移動支援を考えているのか。(そこも考えてほしい)
- ⑭ 福祉有償運送制度というのもあり、タクシーよりも割安で利用できる。
- ⑮ リスクのある車内での医療的ケアを行うことができる看護師がいるのか疑問。責任の所在と医療との連携をきちんとしておく必要がある。